

第 1 2 3 回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 3 年 5 月 1 8 日 (火) 午後 2 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 3 年 5 月 1 8 日 (火) 午後 1 時 4 4 分
- 3 閉会の日時 令和 3 年 5 月 1 8 日 (火) 午後 2 時 3 7 分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供二丁目 3 番 1 6 号 ほっとプラザ大供 2 階研修室
- 5 出席委員の氏名並びに出席, 欠席の別  
出席 1 6 名 欠席 1 名

議席番号	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	1 0	久山 優	出席
2	荒井 隆文	出席	会 長	黒田栄三郎	出席
職務代理	池上 克己	出席	1 2	小橋 久宣	出席
4	板野 元次	出席	1 3	小林 弘幸	出席
5	浦上 和己	欠席	1 4	角南 一昭	出席
6	遠藤 茂	出席	1 5	長瀬 孝司	出席
7	賀門 義和	出席	1 6	信定 知福	出席
8	河田 敬司	出席	1 7	和田修一郎	出席
9	國定 豪	出席			

- 6 事務局出席者  
事務局：担当局長 井上 満千夫 参事 佐藤 孝司  
総務・農政担当課長 菱川 真輔 担当課長補佐 竹田 了久  
農地担当係長 三浦 諭 副主査 花房 弘治

- 7 傍聴者 0 名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について  
(2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について  
(3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について  
(4) 転用事業計画変更承認申請について  
(5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)  
(6) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
- 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について  
(2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について  
(3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について  
(4) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について  
(5) 農地改良届について

第 2 号議案 農政関係等について

- (1) 令和 3 年度の活動計画について
- (2) その他

- 9 議事録署名委員の番号及び指名 4 番 板野 元次 1 5 番 長瀬 孝司

10 議事の内容

- 議 長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第123回総会を開会します。(あいさつ)
- 議 長 議事録署名委員を指名します。4番 板野委員、15番 長瀬委員にお願いします。
- 議 長 議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。
- 三浦係長 議案の訂正等はありません。なお、4月19日の総会で許可の議決がなされ、4月28日の岡山県農業会議に諮問した南区中畦の農地改良の4条一時転用申請につきましては、許可適当との答申があり、許可指令書を交付しておりますので、報告します。
- 議 長 それでは、議案の審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。
- 三浦係長 1番、受人は桑田町に居住し、約2ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により芳賀の畑を取得しようとするものです。  
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。  
2番、受人は菅野に居住し、約1.1ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により菅野の畑を取得しようとするものです。  
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。  
3番、受人は原に居住し、約1ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により原の田に5年間、使用貸借権を設定しようとするものです。  
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。  
4番、受人は東花尻に居住し、約27アールの農地を耕作する農業者で、増反により尾上の畑を取得しようとするものです。  
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後、下限面積30アールを超えることから許可要件を全て満たしていると考えます。  
5番と6番は譲渡人の譲渡の意思がないことから、保留としています。  
7番、受人は横井上に居住し、25アールの農地を耕作する農業者で、増反により矢坂本町の畑を取得しようとするものです。  
取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。
- 議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
- 角南委員 中・中央地区協議会で、1番から7番までの7件について協議したところ、5番と6番は保留、残りは事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全 員 異議なし。

議 長  
三 浦 係 長

次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

8番、受人は倉敷市上富井に居住し、世帯で約1.1ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により粟井の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

同時に近隣の住宅を購入し、現住居は退居予定です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、受人は高松田中に居住し、世帯で約31アールの農地を耕作する農業者で、受贈により高松田中の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は川入に居住し、世帯で約81アールの農地を耕作する農業者で、増反により川入の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番から13番は受人が同一であり、同時に説明します。

受人は川入に居住し、世帯で約56アールの農地を耕作する農業者で、増反により川入の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は総社市中央一丁目に居住し、世帯で約28アールを耕作する農業者で、増反により河原の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可により下限面積30アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は撫川に居住し、世帯で約3.1ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により撫川の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長

北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小 橋 委 員

北・吉備地区協議会で、8番から15番までの8件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長  
全 員

他の委員さん、何かご意見がありますか。

異議なし。

議 長  
三 浦 係 長

次に、御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

16番、受人は御津草生に居住し、約74アールの農地を耕作する農業者で、増反により御津草生の畑を所有権移転するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件

をすべて満たしていると考えます。

17番、受人は御津平岡西に居住し、約48アールの農地を耕作する農業  
者で、増反により御津平岡西の畑を所有権移転するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関  
係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件  
をすべて満たしていると考えます。

18番、受人は御津伊田に居住し、約90アールの農地を耕作する農業  
者で、受贈により御津伊田の田を所有権移転するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関  
係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件  
をすべて満たしていると考えます。

19番、受人は建部町富沢に居住し、約30アールの農地を耕作する農業  
者で、受贈により建部町富沢の田を所有権移転するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関  
係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件  
をすべて満たしていると考えます。

20番、21番は受人が同じですので同時に説明します。受人は建部町中  
田に居住しており、新たに営農を開始するため、20番は所有権の移転、2  
1番は2年間の使用貸借権の設定を行うものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関  
係等、問題がないこと、許可後下限面積30アールを超えることから許可要  
件をすべて満たしていると考えます

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見  
をお願いします。

信 定 委 員 御津・建部地区協議会で、16番から21番までの6件について協議したと  
ころ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同  
様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に、南区の説明を事務局からお願いします。

花房副主査 22番、受人は小串に居住し、世帯で約1.1ヘクタールの農地を耕作する農  
業者で、増反により小串の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、  
問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて  
満たしていると考えます

23番、受人は内尾に居住し、世帯で約4.3ヘクタールの農地を耕作する農  
業者で、受贈により内尾の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、  
問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて  
満たしていると考えます。

24番、受人は浦安本町に居住し、世帯で約2.8ヘクタールの農地を耕作す  
る農業者で、増反により曾根、中畦の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、  
問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて  
満たしていると考えます。

25番、受人は植松に居住し、世帯で約5.2アールの農地を耕作する農業者で、受贈により西畦の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

#### ※会長退出、池上職務代理に議長交代

26番、受人は、西畦に事務所を置き、61.9ヘクタールの農地を耕作する農地所有適格法人で、借入地の取得により西畦の田を所有権移転しようとするもので、適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がなく、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

27番から29番までは受人が同じですので同時に説明します。

受人は妹尾に居住し、新規農により27番では妹尾の田を所有権移転し、28番、29番では、山田及び妹尾の田に3年間の使用貸借権を設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可により下限面積50アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

30番、受人は川張に居住し、世帯で約1.1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により川張の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

職務代理 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

賀門委員 南区協議会で、22番から30番までの9件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

職務代理 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

職務代理 それでは申請等（1）については、中・中央地区1番から南区30番までの30件ですが、5番、6番を保留とし、28件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

職務代理 それでは、そのように決定します。（会長入室、議長交代）

議長 次に申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長 1番、本件は、農振除外を令和2年8月で申請し、除外相当で協議済の案件です。転用目的は、農家住宅及び農業用倉庫です。

申請人は、現在、平山の賃貸住宅に家族5人で居住し、約5.7アールを耕作する農業者ですが、子どもの成長に伴い現住居が手狭になったことから現住居を退居し、申請人の所有地であり耕作地近隣の申請地に農家住宅及び農業用倉庫を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地

区分と転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区の協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

小橋委員 北吉備地区協議会で1番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に、南区の説明を事務局からお願いします。

花房副主査 4ページ2番、永久転用を目的とした一時転用申請で、転用期間は、許可日から3年間、転用目的は、貸露天駐車場（敷地拡張）です。

申請人は浦安本町に居住している農業者ですが、隣接地を露天駐車場として利用している株式会社 親幸産業より、業務拡張による従業員の増員及び重機車両の増加により駐車場が手狭となるため、駐車場として利用したいとの要望があったことから、既存駐車場と隣接する申請地を、貸露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農業振興地域内の農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼすおそれがないことから、例外的に許可が可能です。

また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

賀門委員 南区協議会で2番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（2）については北・吉備地区1件、南区1件の計2件ですが、許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。次に、申請等（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長 5ページ1番、転用目的は、分家住宅（自己住宅）です。

申請人は、中区長岡の借家に夫と2人で生活しており、家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、申請人の実家に近く、申請人が実家の農業を手伝いしやすい父親所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的は給水施設です。申請人は、昭和45年に設立され、資本金3000万円で中区藤原に本店を置き、産業廃棄物処理業を主な事業とする法人です。

当該法人は、申請地から約7.6キロメートルに位置する御津虎倉に日量最大300トンの冷却水を必要とする焼却施設を建設するにあたり、当該焼却施

設建設用地周辺において必要とする水量を確保することが困難であることから、日応寺配水池水系から水道管給水を受けることが可能な申請地の所有権を移転し、200トンの受水槽を擁する給水施設として転用しようとするものです。

当該焼却施設は平成21年に岡山市より設置許可を受けており、建設計画段階では焼却施設近くの工水受水用地から冷却水を確保する計画でしたが、焼却施設の建設開始までに想定外の時間を要し、その間に工水受水用地が売却され、焼却施設周辺での冷却水の確保が困難となったことから、代替計画として13トン給水車3台による延べ24往復のピストン輸送により当該給水施設から当該焼却施設へ日量最大300トンを給水する計画となっています。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、転用目的を露天駐車場とする永久転用目的の一時転用申請です。転用期間は許可日から3年間です。

申請人は、申請地の北側隣地において自動車販売修理業を個人経営しています。事業伸展により既存事業所敷地内の露天駐車場が手狭になったことから、展示車及び修理車の駐車スペースを新たに確保する必要があり、申請地に賃貸借権を設定し、露天駐車場として一時転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を  
角南委員 お願いします。

議長 中・中央地区協議会で、1番から3番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全委員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明をお願いします。

三浦係長 4番、転用目的は農業用倉庫です。

申請人は北長瀬本町に事務所を置き、高松地域で約1.1ヘクタールの農地を借り入れて農業を営む法人ですが、今後も増反の計画があり、農機具や乾燥等作業の増加に対応するため、耕作地近隣で法人代表者所有の申請地を借り受け、農業用倉庫を建築しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、農業用倉庫は農用地利用計画に指定された用途であり、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、本件は令和2年8月に農振除外の申出があり、除外相当で協議済の案件で、転用目的は自己住宅です。

申請人夫婦は、現在、撫川の賃貸住宅に家族3人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、妻の実家に近く、夫婦が妻の実家の農業を手伝いしやすい妻の両親が所有する申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した住宅で、申請人の両親所有地で他に代替地がなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えま

す。

6番、転用目的は露天資材置場で、永久転用目的の3年間の一時転用申請です。申請人は吉備津にて、土木工事業を営む法人ですが、これまで資材置場がなく、事業を拡大するにあたり、事業所の近隣であり、法人の取締役が所有する農地に使用貸借権を設定し、露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼすおそれがないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で4番から6番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に、御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長 7番、転用目的は貸露天駐車場及び資材置場です。

受人は御津金川で建築板金業を営んでいます。駐車場の慢性的な不足により路上駐車が増えたことや、それに起因して、資材置場が手狭になったことから申請地を所有権移転し、貸露天駐車場及び資材置場に転用しようとするものです。

なお、資金面の事情により、譲受人名義としますが、許可後、自らが経営する会社で使用貸借する予定です。

農地区分は、半径300m以内に駅が存在する3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、転用目的は露天駐車場です。受人は高齢のため、生活を送るうえで親族からの支援が必要となっていますが、敷地不足により親族の車両が駐車できないため、自宅から道を挟んで隣接する申請地を所有権移転し、駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、半径300m以内に駅が存在する3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、転用目的は露天駐車場及び露天資材置場です。

受人は建部町川口に居住する会社員です。転居前は千葉県に在住していましたが、コロナ禍による失職を機に、岡山県で農業に携わりながらの田舎暮らしを決断、自己住宅を購入しています。

まずはこの地に根ざし、地元の人と交流を重ねながら耕作放棄地になっている農地を耕作するため、自宅に隣接する申請地を露天駐車場及び露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。



信 定 委 員  
議 長  
全 員  
議 長  
花 房 副 主 査

御津・建部協議会で、7番から9番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

他の委員さん、何かご意見がありますか。

異議なし。

次に南区の説明を事務局からお願いします。

10番、本件は平成30年12月に農振除外済の案件で、転用目的は露天駐車場です。

申請人は内尾にて、金属加工業を営む者ですが、駐車場が手狭なため、自社からも近い申請地について、平成30年3月19日付で転用許可を受け、露天駐車場として使用してきましたが、引き続き露天駐車場として利用するため永久転用許可を受けるものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した業務上必要な施設であり、他に代替地がなく例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番、転用目的は自己住宅です。

申請人は福田の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、妻の勤務先に近い他、夫の実家にも通いやすい申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、転用目的は自己住宅です。

申請人は東区吉原の持家にて、夫婦で生活していますが、岡山県が実施する砂川改修事業により、立ち退きを余儀なくされたため、娘夫婦が生活している住宅の隣接地であり相互に協力しやすい申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、転用目的は露天駐車場及び露天資材置場です。

申請人は南区小串にて堆肥の製造販売業を行法人ですが、近年扱っている資材の量の増加に伴い、既存の資材置場では手狭であるため、申請地東側の既存の露天資材置場に隣接する申請地を所有権移転して露天駐車場及び露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番、転用目的は自己住宅です。

申請人は、北区田中の借家にて、妻と子供1人の3人で生活していますが、子どもの成長により家財道具が増え、手狭となったことから、夫の勤務先から近く通勤に便利な申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番と16番は同じ地域ですので併せて説明します。

いずれも令和2年8月締めで農振除外の申出がなされ、除外相当で協議済みの

案件で、転用目的は自己住宅です。

15番、申請人は、福富東二丁目の借家にて、妻と子供2人の4人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となったことから、夫の勤務先から近く通勤に便利な申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

16番、申請人は、豊成三丁目の借家にて、妻と子供2人の4人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭となったことから、夫婦の勤務先から近く通勤に便利な申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

賀門委員 南区協議会で、10番から16番までの7件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 異議なし。

議長 それでは申請等(3)については、中・中央地区1番から南区16番までの16件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全議員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に申請等(4)転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長 1番、平成30年5月18日付で露天資材置場を目的に一時転用許可となった案件で、申請地を適正に利用するために利用計画図を変更し、一時転用期間を12か月間延長し当初の許可日から4年間にしようとするものです。

転用事業者の変更はありません。

申請地は、一時転用期間において計画通りの利用実績がないため一時転用後の永久転用が見込まれませんが、当初転用者は、引き続き、露天資材置場として利用する必要があり、永久転用を希望していることから、利用計画図を利用実態に即したものに變更し、計画通りの利用実績を確保するため一時転用期間を1年間延長しようとするものですが、期間延長を認めるにあたり、申請地南側の用悪水路の復旧を指導しており、それが未了であるため、今回保留意見となっています。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

角南委員 中・中央地区協議会で、1番について協議したところ、事務局説明のとおり保留意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 異議なし。

議長 続いて南区の説明を事務局からお願いします。

花房副主査 2番、転用目的は自己住宅です。

本件は、令和2年6月24日付で、当初転用者が自己住宅を建築する目的で転

用許可を受けましたが、感染症流行に伴う勤務先の業績悪化による大幅な減収により、銀行からの融資が困難な状況になったため、住宅建築を断念し、引き続き申請人が転用事業を承継するものです。

承継人は、北区今保に夫婦と子供2人の4人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭になったことから、妻の職場に近い他、夫の実家からも近く相互に協力がしやすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築するものです。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を申し上げます。

賀門委員 南区協議会で、2番について協議したところ、事務局説明のとおりで、承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 異議なし。

議長 それでは申請等(4)については、中・中央地区の1件と南区の1件ですが、1番を保留、2番を承認と決定してよろしいか。

全議員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。次に申請等(5)岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)、を事務局から一括して説明してください。

三浦係長 8ページ中・中央地区1番と2番、9ページ北吉備地区1番の3件になります。これらは、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業ですが、中・中央地区1番と2番は財団から受人への移転、北吉備区1番は所有者から財団への所有権移転となります。

計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、地区協議会の審議では、いずれも承認意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全議員 異議なし。

議長 それでは、申請等(5)は原案どおり決定してよろしいですか。

全議員 異議なし。

議長 それでは、原案のとおり決定いたします。

議長 次に申請等(6)農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

三浦係長 10ページ1番から12ページ7番の7件で、権利の種類及び内容はご覧のとおりで、すべて相続による所有権取得です。あっせん希望はありません。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全議員 異議なし。

議長 それでは、申請等(6)の7件ですが、問題なく受理と決定します。

議長 次に、報告について事務局から説明をお願いします。

花房副主査 報告(1)農地法第4条第1項第8号の規定による転用届については、13ページ1番から3番までの3件で、転用目的は自己住宅1件、道路1件、住宅用地1件です。専決日は備考欄のとおりです。

報告(2)農地法第5条第1項第7号の規定による転用届については、14ペ

ージ1番から8番の8件で、転用目的は分譲住宅地1件、敷地拡張1件、自己住宅3件、露天駐車場2件、作業場、倉庫1件です。専決日は備考欄のとおりです。

報告(3)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については15ページ1番から4番の4件で、耕作目的2件、転用目的2件です。離作料は記載のとおりとなっています。

報告(4)農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、16ページ1番から7番までの7件で、内容は農業機械積降場3件、農業用倉庫4件です。

報告(5)農地改良届については、17ページ1番から5番までの5件で、内容は果樹園3件、普通野菜畑1件、果樹園と普通野菜畑1件です。

議 長  
全 員  
議 長  
事 務 局  
議 長  
事 務 局  
職 務 代 理

これらの報告について、ご質問等がありますか。

ありません。

それでは、これで第1号議案の審議を終了します。続いて、第2号議案農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

第2号議案を説明

以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。

次回総会予定 6月18日(金)ほっとプラザ研修室

これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後 2時37分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員